

## 【修正表】

	修正前	修正後
3頁終わりから9, 8行目	新開示ガイドライン(案)・・・〔中略〕・・・(企業内容等開示ガイドライン、平成十九年八月二十二日公表の改正案を反映したもの)	開示ガイドライン・・・〔中略〕・・・(企業内容等開示ガイドライン)
30頁4行目	取引所金融商品市場で	取引所金融商品市場外で
100頁Answer	金商法では、規制対象となる有価証券の範囲が広がりましたが、	有価証券に該当すると、原則として157条以下の不公正取引禁止の対象になりますが、
141頁終わりから7行目	新開示ガイドライン(案)	開示ガイドライン
143頁2行目	開示は不要ですが、一定の告知は	開示は不要ですが、 <u>原則として</u> 、一定の告知は
145頁10行目	十五に掲げる者(2箇所あります。)	十四に掲げる者
146頁2行目から148頁	十号を削除し、次号以降、一号ずつ繰り上げる。	
152頁終わりから2行目	第二種有価証券取引業	第二種金融商品取引業
155頁終わりから9, 8行目	新開示ガイドライン(案)	開示ガイドライン
156頁終わりから4行目	新開示ガイドライン(案)2-8	開示ガイドライン2-9
161頁下段1行目	新開示ガイドライン(案)	開示ガイドライン
161頁下段3行目	2-4	2-5
162頁6, 7行目	新開示ガイドライン(案)2-2	開示ガイドライン2-3
162頁下段3行目	〔種類〕	種類
162頁下段6行目の後に挿入		⑥会社法第185条の規定による株式無償割当てにより株式を発行する場合 ⑦取得条項付新株予約権証券又は新株予約権付社債券に付されている取得条項付新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券が発行される場合
162頁下段7行目	⑥	⑧
162頁下段10行目	⑦	⑨
162頁下段12行目	⑧	⑩
162頁下段13行目	新開示ガイドライン(案)	開示ガイドライン
162頁下段16行目	2-2	2-3
163頁4行目	なお、有価証券を募集する場合、	なお、 <u>届出などを要する有価証券の募集をする場合</u> 、
163頁5行目～最終行	無償割当ての場合にも目論見書を交付しなければならないのか、交付義務があるとして、その期限はいつであるのかは明確ではありません。基準日時点の株主に割り当てなければなりません。その基準日より前に交付義務があるとすると、交付の相手が特定できず、その後でもよいとしても目論見書を交付すべき株主の特定には時間がかかり、全株主の特定よりも前に割当ての効力を発生させてよいのか問題となります。また、基準日から割当日までの間に一定期間確保したとしても、割当日までに目論見書を基準日株主全員に対して確実に交付することは実務上困難です。	無償割当ての場合にはその効力が発生する日までに目論見書を交付しなければならないと金融庁は解しています。基準日を設定する場合、その時点の株主に割り当てることになり、その株主を特定して、効力発生日(割当日)までに目論見書を交付することになります。株主の特定には時間がかかるので、基準日から割当日までの間に一定期間確保しなければならず、基準日株主全員に対して割当日までに確実に目論見書を交付する必要があります。
167頁8行目	必要があります。	必要があります。また、当該組織再編成の効力発生日の前日までに効力を生じさせておかなければなりません。(金融庁の見解。15条1項参照)。
168頁最終行の後に挿入		これに対して、会社分割や株式移転には例外が適用されにくいので注意が必要です。特に吸収分割承継会社が非開示会社である場合の実務上の負担には留意してください。そもそも、分割の対価の株式などが分割会社の株主に分配されず、分割会社に留まっている場合に発行開示規制を課す理由が分かりにくく、発行開示が必要だとの発想を持ちにくい(これは新設分割でも同じです)中、それまで全く開示していなかった吸収分割承継会社について、監査済み財務諸表を含めて企業情報を新たに作成しなければならず、大きな負担になります。また、株式移転の場合、単独株式移転により新設の持株会社が株式を発行する場合でも発行開示が必要になる点に注意が必要です。
170頁終わりから6行目	新開示ガイドライン案23の5-1	開示ガイドライン23の5-1
172頁終わりから3行目	有価証券提出義務	有価証券報告書提出義務

## 【修正表】

	修正前	修正後
173頁Answer	有価証券	株券
174頁7行目	有価証券が株券に該当し	有価証券が日本法人の発行した株券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券を含む)に該当し
174頁8行目	3条の5第1項)、	3条の5第1項、4条の10第1項)、
174頁終わりから4行目	(施行令3条の5第2項)	(施行令3条の5第2項、4条の10第2項)
177頁4行目	認められています。	認められていました。
177頁5行目	認められています。	認められていました。
207頁11行目	(ただし、定義府令6条1項十四号参照)。	(ただし、定義府令16条1項十四号参照)。
231頁7行目	また、登録した後であっても主要株主となった者は、	また、登録した後であってもかかる金融商品取引業者(外国法人を除く)の主要株主となった者は、
247頁終わりから2行目	金融商品取引業者登録簿	金融商品仲介業者登録簿
261頁6, 7行目	店頭金融先物取引に限られます。	店頭金融先物取引に限られます(施行令16条の4第1項)。再勧誘の禁止規定(Q100参照)と異なり、不招請勧誘の禁止は「訪問し、または電話をかける」場合に限定されます。
269頁Answer	証取法上の規制	証取法などの規制
269頁6行目	すなわち、まず、金融商品取引業者等は、次に掲げる行為をしてはなりません。	金融商品取引業者等は、以下の行為をしてはなりません。
270頁9行目の後に挿入	(39条1項)。	(39条1項)。投資助言、投資運用業務には別途規制があります(41条の2第五号、42条の2第六号)。
270頁終わりから5行目	(同条2項)	(39条2項)
271頁2行目	(同法43条1号)。	(同法43条二号)。
271頁終わりから4行目	(40条1号)	(40条二号)
301頁2行目	準が定められており、	準が取引規制府令に定められており、